

大分県報

令和四年
第二八六号
二月二十五日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………一

告示

道路の供用開始……………一

河川法第七十五条の規定による船舶の保管等……………二

教育委員会告示

県指定有形文化財の指定……………二

公告

土地改良区の役員の退任（二件）……………二

県営土地改良事業の工事の完了……………三

競争入札参加者の資格に関する公示……………三

一般競争入札の実施……………四

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年二月二十五日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第三号

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

令和四年二月二十五日

大分県報（企業局管理規程・告示）

一

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、第八条の規定にかかわらず、同条の手当を支給する。

一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつてその症状を呈していないもの（以下「患者等」という。）が宿泊する施設の内部その他の企業局長が定める区域における新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、企業局長が定めるもの

二 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、患者等若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者に接して行うもの又はこれに準ずる作業であつて、企業局長が定めるもの

附則第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項第一号の作業であつて患者等の身体に接触して、若しくは患者等に長時間にわたり接して行うものその他企業局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合又は同項第二号の作業であつて患者等若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の身体に接触して行うものに長時間にわたり従事した場合にあつては、四千円とする。

附則に次の一項を加える。

4 同一の日において、附則第二項各号の作業に従事した場合は、同項第二号の作業に係る手当は支給しない。

附則

この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の規定は、令和四年一月二十六日から適用する。

○告示 示

大分県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道別府挾間線 由布市挾間町北方字宮田七二四番一六から 由布市挾間町北方字宮田六八四番三まで 令四・二・二五

県道湛水挾間線 由布市挾間町筒口字長田二四八番四から 由布市挾間町筒口字新界二〇七番二まで

大分県告示七十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した船舶を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。
令和四年二月二十五日

一 船舶の名称又は種類、形状及び数量等 大分県知事 広 瀬 勝 貞

名称又は種類、形状及び数量 放置されていた場所 除却した日時

船舶 一隻 大分市青葉町の一級河川裏川河口（左岸）の河川区域内 令和四年一月二十八日午前八時三十五分

二 船舶の保管を始めた日時

令和四年一月二十八日午前九時二十分

三 船舶の保管場所

大分市大字久原字江川八十九一 坂の市海洋会館跡地
保管した船舶の返還

四 返還期限

1 返還期限 令和四年七月二十九日。ただし、同年四月二十八日までに返還の申出がない場合には、船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。
2 返還の申出及び問合せ先

大分市向原西一四一二 大分県大分土木事務所管理課

電話 ○九七―五五八―二二四三

3 費用負担

船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者又はその他当該措置を命ぜべき者の負担とする。

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

令和四年二月二十五日

大分県教育委員会

種別 名称 員数 時代 所在の場所 所有者

彫刻 木造大日如来坐像 一躯 平安時代後期 中津市耶馬溪町大字 久福寺

木造僧形八幡神坐像・女神坐像 三躯 平安時代後期 国東市国東町鶴川二番地 桜八幡神社

○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元治水井路土地改良区（由布市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名 氏名 住所
理事 佐藤 高信 由布市庄内町西二二一番地三

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、古井路土地改良区（大分市）から、退任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。
令和四年二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
(退任役員)

役名	氏名	住 所
理事	秋岡 定男	大分市大字口戸九六番地

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和四年二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営農村地域防災減災事業 (大久・山中地区)	平二六・八・二六	平三一・三・二五

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
県立学校・市町村立学校教職員パソコン用OS・ソフトウェア 一式
- 二 競争入札の参加者の資格
 - 1 競争入札に参加することができない場合
 - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
 - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

令和四年二月二十五日

- (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
- (五) 国税又は都道府県税を滞納している者
- (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する日の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - (一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
 - (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
 - (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
 - (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本額の額をいう。）
 - (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
 - (五) その他知事が必要と認める事項
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - 1 申請の方法
県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
 - 2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七
 - 3 申請の時期
令和四年二月二十五日から同年三月十八日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
- 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

大分県報（公告）

<p>1 有効期間 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続 令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（令和四年七月に申請受付）により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ 2 インターネットによる入手 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。 (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 二の1の競争入札に参加することができない場合の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合 (三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。 ~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和4年2月25日</p> <p>1 競争入札に付する事項 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>(1) 特定役務の種類 県立学校・市町村立学校教職員パソコン用OS・ソフトウェア一式 (2) 契約期間 令和4年4月8日から令和5年3月31日まで</p> <p>2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 次の条件を全て満たしている者</p>	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。</p> <p>(3) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつてい事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>3 競争入札参加資格 (1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (2) 申請の方法 (1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、令和4年3月18日（金）までに(3)に掲げる部に提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>
---	---

<p>電話 097-506-2957</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5465 FAX 097-506-1831</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県大分市内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 大分県教育庁教育デジタル改革室 (2) 日時 令和4年2月25日(金)から同年4月7日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市内町3丁目10番1号 (2) 提出期限 令和4年4月8日(金)9時30分 ただし、郵送の場合は同年4月7日(木)午後5時必着で4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎別館6階 61会議室 〒870-8503 大分市内町3丁目10番1号 (2) 日時 令和4年4月8日(金)9時30分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p>	<p>10 入札保証金に関する事項 見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 2の(2)の資格を取得した者(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他 (1) この入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
---	--

- (2) この入札は、令和4年度予算の執行となるので、予算案が議会で否決され成立しなかった場合は、入札は中止する。
- (3) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Outsourcing name

Operating system and software license for prefectural high schools and municipal schools

(2) Time limit for tender

9:30 a.m. 8 April 2022

(3) Contact point for the notice

Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office
Oita government building annex 7F, 3-10-1, Funaiichou, Oita City
870-8503 Japan Tel 097-506-5465